

令和3年3月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和3年3月12日、午前9時30分久留米市農業委員会総会を久留米市職員会館メルクス3階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

5番	江上 哲夫	委員
9番	黒岩 純	委員
10番	古賀 喜治	委員
11番	後藤 靖子	委員
12番	末次 龍夫	委員
13番	田中 文	委員
14番	田中 修二	委員
15番	田中 弥生	委員
16番	手島富士雄	委員
17番	富安 辰行	委員
19番	中村 裕	委員
21番	日比生和雄	委員
22番	深川 嘉穂	委員
23番	柳 壽祥	委員

欠席委員は次のとおりである。

赤司 久美 委員 秋永 憲一 委員 今村 裕一 委員 内田 正隆 委員
大石 敏裕 委員 甲斐サエ子 委員 笠 幸夫 委員 鳥越 文生 委員
林田 高夫 委員 山口 啓一 委員

事務局の出席者は5名である。

事務局

おはようございます。

最初に御報告ですけれども、笠会長のほうが体調不良ということで、今日欠席されております。

本日の総会ですけれども、新型コロナウイルス感染症防止、拡大防止のため、規模を縮小して行うこととしております。御承知のとおり、福岡県の緊急事態宣言は解除されておりますけれども、外出自粛の要請とか各種イベントにおける人数制限の要請は継続をされております。

また、参加者の身体的距離の慣行とか、マスクの着用、手洗い、手指衛生など、基本的な感染拡大防止の対策を徹底することとされております。

農業委員会の総会につきましても、感染防止対策の徹底について、代表者会議で協議をさせていただきました結果、2月と3月総会は出席委員を減らし、時間もできるだけ短縮する方法で開催をさせていただくことになりましたので、本日も事務局の読み上げについては、審査会議での結果報告等は事前に委員の皆様のほうに文書で送らせていただいて、割愛をさせていただくところもでございます。よろしく願いしたいと思います。

なお、全国農業会議所からも総会の開催は、現に在任する過半の出席で可能であり、新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、出席委員数を減らして開催することは差し支えないと通知があっているところです。

4月以降につきましては、社会情勢を見ながら代表者会議等で協議をさせていただいた上で、また決定をしたいと考えております。総会の開催が審議におきまして、委員の皆様には大変御心配とか御迷惑をおかけいたしますけれども、御理解と御協力のほうをお願いしたいと思います。

それと、先ほど申し上げましたが、今日は会長のほうが欠席ということなので、農業委員会等に関する法律に基づきまして、第一職務代理者であります日比生副会長のほうに議長を務めていただきたいと思いますと思っております。

それでは、3月の総会に当たりまして、報告いたします。

本日、現委員数24名中、14名の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立することを報告いたします。

それでは、日比生副会長よろしく願いいたします。

議長

どうも皆様、改めましておはようございます。

ただいま、事務局長よりありましたように、会長が病に伏せておられますので、本

日は私が代理といたしまして、議長を務めさせていただくことになります。一つ最後までよろしく願いをいたします。

それでは、ただいまより3月農業委員会総会を開催いたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第1号議案、審議番号15、16並びに17番は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当いたします。よって、第1号議案は、審議番号15、16番並びに17番とそれ以外にわけて審議をいたします。

議席番号**番、****委員の退席を求めます。

それでは、審議番号15、16番並びに17番についての説明を事務局よりお願いをいたします。

事務局

1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の使用貸借権設定の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

5ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、東部地域、審議番号15番から17番までの3件です。

以上、審議番号15番から17番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告します。

以上、説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長

質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決に入ります。

第1号議案、審議番号15番、16番並びに17番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案、15番、16番、17番は可決されました。

15番、16番、17番の審議が終了いたしましたので、退席されています****委員の出席を求めます。

****委員に報告をいたします。審議番号15番、16番並びに17番は可決をされました。

それでは、続きまして、15番、16番、17番を除く第1号議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので、付議いたします。

所有権移転、東部地域、審議番号1番から3ページの10番までの10件です。

4ページをお願いいたします。

西部地域、審議番号11番から5ページの14番までの4件です。

以上、審議番号1番から14番までの各審議案件につきまして、農地法第3条第2項の各号の審査基準について、審査会において説明を行いまして、許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。

以上、説明を終わります。

議 長 ただいま事務局から説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、質疑を終了し、ただいまから採決いたします。審議番号15番、16番、17番を除く第1号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、15番、16番、17番を除く第1号議案は可決をされました。

それでは、次に参ります。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 6ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

西部地域、1番から7ページ4番までの4件です。

なお、6ページ、審議番号2番につきましては、県農業会議の諮問案件となります。

以上で、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査報告についてでございますが、事前の資料で確認をいただいているということで、割愛をさせていただきます。

ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第2号議案に、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。第2号議案は全員賛成で可決をいたします。

審議番号2番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。

続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請についてでございますが、次の第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請についての中の審議番号17番と

関連がある案件でございますので、一括して議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

8ページをお願いいたします。

第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、農地転用計画変更承認申請書が提出されたので、付議いたします。

西部地域、1番、1件です。審議番号1番につきましては、第4号議案、17番と関連案件となります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

東部地域、1番から11ページ10番までの10件です。

12ページをお願いいたします。

西部地域、11番から13ページ17番までの7件です。

13ページをお願いいたします。

審議番号17番につきましては、第3号議案、1番と関連案件となります。

なお、11ページ、審議番号9番につきましては、県農業会議の諮問案件となります。
以上で、説明を終わります。

議 長

事務局からの説明が終わりました。

審査会からの審査報告についてでございますが、事前の資料で確認していただいているということで、割愛をさせていただきます。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。はい。

委 員

9ページの2番ですけれども、公共性が高いということが理由になっていますけれども、どういう公共性なのでしょう、説明をお願いします。

事務局

この地域につきましては、基盤整備が行われた場所になります。基盤整備をする際に、非農用地区域のほうを設定されておりまして、これは分家住宅とか農業を継がれる方、その地域に農業をされている方が家を建てるための区域を設定された場所になります。その非農用地区域の設定ということが、公共性が高いと認められる

事業に供するものということで判断しております。

また、今回の申請につきましては、本来であれば分家住宅というふうな形になってくるので、農業の方が本来は家を建てるというふうな状況になろうかと思えますけども、ある一定の期間が過ぎているものにつきましては、農業の方がもう後を継がれないというような状況の中で、第三者の方がこちらを転用することが認められているというふうになりましたので、今回のような申請が上がっているところです。

委員 認められるようになりましたということは、どういうことですか。

事務局 明確に通知として出されているわけではないんですけど、県のほうの見解としては、どうすることもできないということで、こういった非農用地区域が設定された部分が第三者によって転用されているというところであります。

委員 分かりました。

議長 よろしゅうございましょうか。はい。
ほかにございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 それでは、これにて質疑を終了し、ただいまから採決に入ります。採決に当たりましては、第3号議案、第4号議案に分けて採決をいたします。
それでは、第3号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
なお、審議番号9番は、許可相当として県農業会議へと意見聴取をいたします。
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 14ページをお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので、付議いたします。
審議番号1番、2番の2件です。
1番、申請人、津福今町、*****、経営面積2万9,994平米、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
2番、申請人、田主丸町地徳、*****、経営面積13万6,747平米、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。
以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決に入ります。
第5号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

15ページをお願いいたします。

第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので、付議いたします。

1、所有権移転20件。2、利用権設定（農地中間管理事業関係）1件です。

16ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1区、1番から18ページ12番までの12件です。

19ページをお願いいたします。

第2区、13番から16番までの4件です。

20ページをお願いいたします。

第3区、17番、1件です。

続きまして、第4区、18番、1件です。

なお、こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、*****の構成員である譲受人が農地を取得した後、所属する法人へ貸付けるものとなっております。

続きまして、第5区、19番から21ページ20番までの2件です。

なお、こちらの19番と20番の案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に該当しており、*****の構成員である譲受人が農地を取得した後、所属する法人へ貸付けるものとなっております。

22ページをお願いいたします。

2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、第3区、1番、1件です。

以上、1、所有権移転、審議番号1番から20番まで、2、利用権設定（農地中間管理事業関係）、審議番号1番の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第6号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、第7号議案、久留米市農業委員会組織規程の一部改正についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 23ページをお願いいたします。

第7号議案、久留米市農業委員会組織規程の一部改正について、久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和2年教育委員会規則第5号）が、令和3年4月1日に施行されることに伴い、久留米市農業委員会組織規程の一部を改正したいので、付議いたします。

こちらは、久留米市立下田小学校及び浮島小学校が、久留米市立城島小学校へ統合することに伴い、規則を改正するものとなっております。

久留米市農業委員会組織規程の一部を改正する規程、久留米市農業委員会組織規程（平成28年久留米市農業委員会規程第3号）の一部を次のように改正いたします。

別表第1第4区の項中、下田校区及び浮島校区を削るものとなっております。

附則といたしまして、この規程は令和3年4月1日から施行するものとなっております。

24ページを御覧ください。

こちらに久留米市農業委員会組織規程の別表1の新旧対照表を載せておりまして、こちらの左側が現行、右側が改正後の（案）となっております。こちらの中で、第4区、下田校区と浮島校区が削除されまして、右側の改正後の（案）につきましては、第4区が城島校区、青木校区、江上校区となっております。

この別表第1というのは、農地利用最適化推進委員さんの担当区を別表で示しているものとなっております。

説明は、以上となります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第7号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第7号議案は可決されました。引き続きまして、報告事項に入ります。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理の専決について、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を省略いたします。

ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、報告第1号から報告第3号までの報告事項を終わりたいと思います。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することと決定をいたします。

ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、9番、黒岩純委員、22番、深川嘉穂委員にお願いをいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。